

## 完了検査の受検手続きについて

盛土規制法の許可工事が完了した際は、速やかに完了検査を受ける必要があります。  
本県では、検査を円滑に行うため、**検査の日程調整の段階での図面の提出をお願いしております。**

## 完了・確認検査の受検手続き

検査に向けて、以下の手順で手続きを進めてください。

## STEP1

## 完了・確認検査申請書の提出（提出先：電子申請フォーム）

工事が完了した日から4日以内に、以下の書類をご提出ください。

- 省令様式9（宅地造成又は特定盛土）、省令様式11（土石の堆積）
- 写真及び撮影位置図

## &lt;電子申請フォームでの提出方法&gt;

・右のQRコードもしくは 静岡県 HP「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）について」の下記のバナーからご提出ください。



**各種手続き受付**  
(電子申請フォーム)

着手届や定期報告等の各種手続きの受付です。  
(新規許可申請・変更許可申請・中間検査申請は電子申請不可)

## STEP2

## 検査希望日の連絡、図面等の事前提出（提出先：盛土対策課メール）

完了・確認検査申請書の提出後、メールにて**検査希望日の連絡**をお願いいたします。  
また、併せて**以下の書類提出にご協力ください。**

- 出来形平面図、縦断図、防災施設構造図 等

## &lt;メールでの提出方法&gt;

- ・盛土対策課メール([morido110@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:morido110@pref.shizuoka.lg.jp))までご提出ください。
- ・メールの件名は「完了・確認検査の日程調整について(事業者名)」等としてください。

## STEP3

## 完了・確認検査の実施(立ち会い)

現場責任者など、工事内容を詳細に説明できる方の立ち会いをお願いいたします。

～ 検査当日の準備 ～

検査当日は以下をご準備ください。

- 事前提出した図面等の控え、施工管理記録(写真台帳・材料証明書等)
- 計測用具(巻き尺、オートレベル、スタッフ等)

**⚠ 検査に合格し「検査済証」が交付されるまで、原則としてその土地の利用(着工など)はできません。**

## 【重要】写真による「目視不能部分」の証明

検査当日、下表のような目視不能部分については、写真が唯一の判断材料となります。  
計画通りの高さや構造であるかを確認するため、以下の記録を整理しておいてください。

項目	確認事項の例
基礎部分	床掘、転圧、配筋状況、基礎コンクリートの厚み
埋設物	排水管の勾配、接続部、集水桝の据付状況
土質	締固め試験の状況や、改良材の配合記録